

令和6年度 第2回 新潟市国民健康保険運営協議会

| | | | | |
|---------------|-------------------------------|--------------|--------|--|
| 日時 | 令和6年12月25日(火) 午後1時30分～午後2時40分 | | | |
| 場所 | 白山会館1階 芙蓉の間 | | | |
| 出席委員 (16名) | 山崎 光子 | 出席委員 | 村松 通隆 | |
| | 藤田 清明 | | 五十嵐 紀子 | |
| | 山田 喜孝 | | 井上 達也 | |
| | 中村 節子 | | 和田 司 | |
| | 関本 竜一 | | 菊地 利明 | |
| | 本間 雄一 | | 齋藤 玲子 | |
| | 岡田 潔 | | 金口 忠司 | |
| | 荒井 節男 | 欠席委員 (2名) | 大滝 一 | |
| | 田中 博子 | | 角田 宏夫 | |
| 会議出席 事務局職員 | 職・氏名 | | 職・氏名 | |
| | 福祉部長 | 今井 利司 | | |
| | 保険年金課長 | 渡部 和人 | | |
| | 保険年金課長補佐 | 加藤 俊郎 | | |
| | その他保険年金課職員 | | | |
| 議題 | 令和7年度国民健康保険料率の検討について | | | |

令和6年度 第2回 新潟市国民健康保険運営協議会 会議録

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回新潟市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の出席状況についてご報告いたします。</p> <p>本日は、大滝委員、角田委員の2名が都合によりご欠席でございます。</p> <p>現在18名の委員のうち、本日は16名の方からご出席いただいておりますので、新潟市国民健康保険条例施行規則に定めます会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、福祉部長の今井よりご挨拶申し上げます。</p> |
| 福祉部長 | <p>福祉部長の今井でございます。</p> <p>本日は、年末のお忙しい中、第2回の国民健康保険運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃から本市の国民健康保険の運営にご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>早速ですが、市長に代わりまして諮問書を読み上げさせていただきます。</p> |
| 事務局 | <p><諮問書読上げ></p> <p>ただ今の諮問書の写しを配付いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。会議中にご発言をされる際は、マイクをお持ちいたしますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>ここからの議事進行は、山崎会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p> |
| 山崎会長 | <p>皆様、年末のご多用の中、第2回会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今ほど市長より新潟市国民健康保険料率の検討について諮問いただきました。委員の皆様と慎重に審議し答申案をまとめて参りたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い</p> |

いたします。

さて、国民健康保険をめぐる情勢につきましては、本年10月からの被用者保険の適用拡大による加入者減が見込まれることや、高額療養費の仕組みについて自己負担上限額の見直しが検討されていることなど、非常に厳しいものがあります。医療を含む制度変革が続きますが、国民皆保険制度を支える国民健康保険について、皆様とともに考えてまいりたいと思います。

また、今年もインフルエンザ感染者数が注意報レベルを越え、新型コロナも感染者数も増加が続くなど、日々の感染症対策を継続することが重要であるという報道がございました。医療機関の皆様には年末年始の時期ではありますが、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、本日の会議録署名委員として「関本委員」を指名させていただきます。後日、事務局が作成する会議録をご確認の上、署名をお願いいたします。

今ほど、諮問を受けましたので、当協議会といたしましては、慎重な審議を行い、答申案をまとめたと思います。

審議の進め方についてですが、昨年度と同様に、本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備したいと考えています。

この後、事務局からの説明を受けて課題や論点を整理し、最後に現時点での皆様のご意見をお一人ずつ伺いいたします。

そのご意見を基に、私の方で答申案を作成しまして、次回、1月の当協議会において本算定結果による収支見通しの説明を受けた上で答申案の修正を行い、確定させたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それでは、議題「令和7年度国民健康保険料率の検討について」です。

諮問事項の審議に当たり資料1と資料2がありますが、まず資料1について、事務局より説明をお願いします。

| | |
|---------------|--|
| <p>保険年金課長</p> | <p>はじめに、「1 国民健康保険制度のしくみと現行保険料率」です。図は国保の財政の仕組みとなります。平成 30 年度の国保制度改革による県単位化により、県も保険者として財政運営の責任主体となっています。</p> <p>具体的に、矢印に沿って見ていただきますと、まず①では、県が県全体の医療費の保険者負担分である保険給付費を見込み、各市町村の納付金を毎年度決定します。例年、11 月から 12 月に仮算定額が通知され、翌年 1 月上旬に本算定額が通知されます。</p> <p>これをもう少しイメージ化したものが、その下の図となります。右側が県の国保会計のイメージです。県は支出として、県全体の保険給付費を見込み、収入として、公費である国からの交付金などを差し引いて、必要な納付金総額が算出されます。これを、各市町村の被保険者数や所得総額などから按分し、各市町村の納付金を決定します。</p> <p>次に、②ですが、本市は県から示された納付金を賄うための保険料率を設定し、保険料を賦課します。</p> <p>下の表が現行の保険料率です。昨年度の答申を受けて、前年度から据え置きとしましたが、結果的に、令和元年度以降、毎年度据置きを続けています。1 世帯当たりの保険料は平均で 15 万円程度になります。</p> <p>一番上の図に戻りまして、①②の後は、③として、被保険者から保険料を納付していただき、④、市は保険料などを財源として、県へ納付金を納めます。⑤、県は市町村からの納付金や国庫負担金などを財源として、各市町村へ保険給付費等交付金を交付します。⑥、市は県からの交付金をもとに、医療機関への支払いを行います。</p> <p>保険給付費については、県から全額が交付されることや、当該年度の納付金は保険給付費の増減による影響を受けないことにより、単年度で見ると市の財政運営は安定することになります。</p> <p>続いて、裏面の 2 ページをご覧ください。「2 本市における国保の状況」です。まず、上段のグラフのうち、①は、1</p> |
|---------------|--|

人当たりの医療給付費の推移です。高齢化や医療の高度化により、再び増加傾向に戻っています。

その下の②は、国保の被保険者数の推移です。75歳になり、国保から後期高齢者医療制度へ移行する方が増加するなど、減少が続いています。

次に下段のグラフですが、③は、保険料収納率です。令和3年度は、コロナに伴う保険料減免の効果もあり上昇しましたが、令和4年度は、感染症対策のため対面による納付相談を控えたことなどから、収納率は前年度を下回りました。令和6年度、7年度も令和5年度と同程度を想定しています。

その下の④は、基礎控除後の基準総所得ですが、被保険者数は減少しているものの、コロナの行動制限の解除や自粛緩和の影響などにより、令和5年度は一時的に上昇しましたが、被保険者数の減により減少傾向となっています。

次に「3 令和5・6年度の収支状況」ですが、

令和5年度の国保会計は、基金の取り崩しを行わずに令和4年度の余剰金を積み立て、実質収支は約2.4億円の黒字となりました。

令和6年度当初予算は、約1.8億円の基金取崩しを行う見込みです。

今後の国保財政については、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度へ移行される方の増加などにより、被保険者数が減少し、保険料収入も年々減少することが予想されることから、厳しい状況を想定して運営する必要があると考えています。

次に、「4 国民健康保険事業 財政調整基金の保有額」です。

表に記載のとおり、令和5年度末の基金残高は、約31.8億円となりました。令和6年度は、当初予算において約1.8億円の取り崩しを予定しております。

次に、3ページ「5 令和7年度 国民健康保険事業会計の収支見込み」、「(1) 令和7年度国民健康保険事業費 納付金の仮算定結果」です。先ほどご説明した1ページのフロー図のうち、①の矢印に当たるものです。

では、戻りまして、記載の表のうち、「R 6 確定」が、令和 6 年度の確定済の納付金額、「R 7 仮算定」が、この度、県から示された令和 7 年度の納付金額です。

医療分、後期高齢者医療制度への支援分、介護保険制度分を合わせて、約 166 億円となりますが、令和 6 年度と比較しますと、「増減」の合計欄の丸囲みのように、約 4.8 億円減少しております。

県の担当者からの説明によりますと、主な要因は、被保険者数の減少による影響、高齢者割合の増加に伴い国等から県に入る公費が増加の影響と考えられるとのことでした。

次に、「(2) 令和 7 年度 収支見込み」をご覧ください。

仮算定による納付金額と、現行の保険料率などを用いて算出した結果、令和 7 年度は、丸囲みの箇所ですが、約 2.7 億円の赤字が見込まれます。

これは、被保険者数の減少に伴う保険料収入減少のため、現行の保険料率による保険料収入では納付金を納めることができない見込みということです。

ただし、納付金額は、あくまでも仮算定であり、国や県からは、直近の医療費の推移などを踏まえて、1月上旬に本算定額が提示されます。例年、本算定額は仮算定額から変動するため、今回の約 2.7 億円の赤字という収支見込み額も変動する可能性が高いと考えられます。

次に「(3) 令和 7 年度 収支見込内訳」ですが、令和 6 年度予算と令和 7 年度見込みを比較した表となります。

左側が歳入、右側が歳出となっています。

①の囲みのところですが、右側の歳出が「保険給付費」であり、一番右側の「R 7 - R 6」欄に増減額を記載しています。これは、令和 6 年度に比べ、7 年度は保険給付費が約 16 億円減少するというものであり、左側の歳入の「県支出金」も連動して 16 億円減少しています。

市が医療機関へ支払う保険給付費は全額が県からの交付金で賄われますが、令和 7 年度は、被保険者数の減少に伴う医療費の減少などにより、保険給付費が約 16 億円減少見込みのため、県からの交付金も連動して減少するというものです。

そして、②の囲みの右側、歳出の「納付金」は、先ほど説明したとおり約 4.8 億円減少しています。一方、この財源として、保険料を確保する必要がありますが、被保険者数の減少が見込まれ、基準総所得も減少していることから、保険料は前年度より減少が見込まれます。

また、「一般会計繰入 他」欄に約 60 億円とありますが、低所得者の保険料を 7 割・5 割・2 割の法定軽減をした額に対して、国や県から一般会計に補填されるお金を国保会計に繰入れるものなど、法令に基づく繰入額も納付金の原資となります。

③は基金の取崩しですが、令和 6 年度は約 1.8 億円取崩しを行う予算となっています。

そして、表の下段、欄外の④ですが、令和 7 年度の歳入合計約 689.9 億円から歳出約 692.6 億円を差し引くと、令和 7 年度は、約 2.7 億円の赤字が見込まれるというものです。

4 ページをご覧ください。

「6 令和 7 年度 国民健康保険料率の検討」です。収支見込の約 2.7 億円の赤字をどう扱うかの検討となります。

はじめに（1）料率検討のパターンですが、据置き・引上げ・引下げの 3 つの方法について、メリットとデメリットがあります。

このうち、「据置き」は、メリットとして、被保険者の負担感に配慮できますが、デメリットとしては、収支不足が残るものとなります。

「引上げ」は、収支不足が解消しますが、被保険者の負担が増加します。

そして、「引下げ」は、被保険者の負担は減少するものの、収支不足が拡大するため、安定的な国保財政の運営が難しくなることが挙げられます。

次に、「（2）検討方法」です。

まず、「①令和 7 年度 収支状況」は、約 2.7 億円の赤字が見込まれます。

次に、「②基金の状況」ですが、令和 6 年度末残高は約 30 億円の見込みです。そして、「③今後見込まれる状況」ですが、

右側のグラフは、「70歳から74歳の被保険者数と75歳以上人口の推計」となります。

70歳から74歳は、医療費の本人負担が通常の3割から2割に軽減されます。これにより、保険者である市の負担が7割から8割に増えるため、他の世代よりも、医療給付費が高くなります。

また、現在の70代半ばの方は、いわゆる「団塊の世代」に当たり、その人数も、他の年代よりも特に多くなっています。

棒グラフのとおり、70代の被保険者数は、令和2年度と3年度に最も多くなり、その後、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者医療制度へ移行したため減少しています。

一方で、折れ線グラフは75歳以上の人数です。国保とは逆に、団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療制度に加入することで、後期の被保険者数は年々増加しており、その医療費が増加し、納付金に含まれる後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金の増加が懸念されます。

国保の保険料においては、1ページの一番下にある現行保険料の表にもありますように、後期支援分は、後期高齢者医療制度への支援金、介護分は、介護保険制度への納付金となっており、国保の医療分と合わせて、納付金として県へ納める必要があります。今後は、後期支援分と介護分に係る納付金の増加が考えられるため、将来的に、基金の活用は堅実に行う必要があると考えております。

次に、4ページに戻りまして、「④収支均衡への対処」です。

収支赤字が見込まれる状況では、現実的に、アとイの2つの方法が考えられます。

まず、「ア 基金の繰入れ」については、基金を取り崩して国保会計へ繰入れることで、収支均衡とし、料率を据置くものとなります。

現時点の基金残高を考えますと、基金を取り崩して、物価高などにおける被保険者の負担増加に対応することは可能と試算しています。

これに関しては、次の5ページ「8 基金の活用試算について」をご覧ください。令和9年度までの基金の活用方法を

推計しました。

①のとおり、保険料負担の年度間の平準化を図るため、先ほどの、70歳から74歳の人数のグラフから、各年度の基金取崩目安額を算出したものです。

そして、下の図の横向きの棒グラフのうち、「取崩目安額」が、年度ごとの基金の取崩目安額を示しています。

令和6年度予算は約1.8億円を取り崩し、令和5年度の剰余金約2.4億円を積み立て、年度末残高は約30億円の見込みとしています。

令和7年度に約2.7億円を取り崩した場合、年度末残高は約27.3億円となり、令和8年度以降も、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少を想定し、取崩額をこれまでの赤字見込み額を参考に、2億から4億円程度の取崩しと仮定しますと、令和8年度末の基金残高は23億から25億円の範囲の残高を確保できる試算です。

また、現時点で人数が多い70歳から74歳の方が、75歳となり後期高齢者医療制度へ移行した後も、後期高齢者医療制度や介護保険制度への支援に係る納付金が増加する可能性があります。令和9年度以降も同程度の基金を取り崩しても、19億円から23億円を確保できる試算です。

また、②にありますように、年度途中の保険料収納不足への備えとして必要な3億円を超える額も確保できています。

ただし、この試算は目安であり、県からの納付金額の変動などは考慮していませんので、毎年この試算を見直す必要があります。

また、その下、「9 基金及び一般会計繰入の扱いについて」ですが、1つ目のマル「国保の基金条例の抜粋」ですが、第6条として、「基金は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等、国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」と規定されております。

具体的には、本市の収支不足によって、納付金を県に納められない場合に基金を処分、つまり取り崩して使うことができるというものとなります。

令和7年度のような収支不足分に対し、基金を活用して収支均衡とすることは可能ですが、保険料を引き下げるために基金を使うことは難しいものとなります。

そして、その下、「一般会計からの繰入れについて」ですが、一般会計とは、国保などの特別会計以外の、福祉や教育、土木、区役所業務など、ほとんどの事業に係る、おおもとの会計のことです。

平成29年度までは、国保会計で収支不足が生じた場合、本市を含めて多くの市町村は、保険料引上げや基金繰入れ以外の選択肢として、一般会計からの独自の繰入れを行ってきました。

平成30年度の国保制度改革により、国は一定の公費拡充を行った上で、その後は決算補填、つまり赤字補填を目的とする一般会計からの繰入れは解消する方針を示しています。

本市としても、国の方針を踏まえ、平成30年度より、決算補填目的の一般会計からの繰入れは行わない方針としました。

したがって、今回の収支不足の対応については、「基金の繰入れ」または「保険料率の引上げ」という2つの方法が考えられます。

では、4ページに戻りまして、もう一つの選択肢である④の「イ 保険料率の引上げ」についてです。

今回の収支見込みの約2.7億円の赤字を、保険料率の引上げのみで収支均衡とする場合の試算ですが、単純計算で、1世帯平均、年額で2,967円程度の引上げとなる見込みです。

ただし、世帯員の人数や年齢構成、所得によって、保険料は大きく変わるため、この額は目安となります。

次に、「⑤ 過去の料率改定状況」ですが、平成29年度以前は2年ごとに改定する仕組みでしたが、国保制度が変わり、平成30年度から毎年の改定となっています。直近では、平成30年度に引き下げ、その後は、本協議会からの答申も踏まえ、6年連続で基金活用などにより、据置きとしております。

最後に「⑥ 本算定時の再検討について」です。

今回は、12月に県から示された仮算定の納付金額を基に収

| | |
|------|---|
| | <p>支を見込みました。1月上旬に県から示される本算定額を受け、再度収支を見込みますが、例年、変動があるため、収支差額が変わる可能性が高いものと考えておりますので、ご承知おき下さい。</p> <p>次に、5ページ、「7 今後のスケジュール」についてです。</p> <p>1月上旬には、県より本算定結果が提示されますので、1月16日の第3回協議会において、本算定結果に基づく令和6年度の収支見込みを、あらためてお示しし、ご審議をいただき、答申案をまとめていただく予定としています。</p> <p>なお、第3回で審議に時間を要し、その場で答申案がまとまらない場合は、1月22日に第4回を開催し、答申案をまとめていただく流れとなります。</p> <p>その後、1月下旬に会長から市長へ答申していただき、市として来年度の保険料率を決定の上、新年度予算案として、2月議会定例会への提案を予定しております。</p> <p>資料1の説明は以上です。</p> |
| 山崎会長 | <p>ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございませんか。藤田委員お願いします。</p> |
| 藤田委員 | <p>2点ほどお聞きいたします。</p> <p>1点目は、11月の研修会時にいただいた資料に記載がありました、市町村国保を含む各保険者に加入する一人当たりの平均保険料、平均所得額が出ており、国保は他の保険者に比べて低かったです。そこで、各保険者の平均所得に対する保険料負担率はどの程度かお聞かせください。</p> <p>もう1点、資料5ページの8 基金の活用試算について説明がありましたが、基金の保有額はいくらくらいあればよいのか目安があれば教えてください。</p> |
| 山崎会長 | <p>今ほどの質問について、1点目は各保険者に加入する被保険者所得に対する保険料負担率がどの程度か、ということ。</p> <p>2点目は、基金の保有額の目安はどのくらいか、というこ</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>保険年金課長</p> | <p>とでしたが、事務局、お答えください。</p> <p>まず1点目の被保険者所得に対する保険料負担率がどの程度かについては、令和4年3月に厚労省作成の資料によりますと、平均保険料を加入者ひとり当たりの平均所得で除した、保険料負担率で比較しますと、国保が9.6%、協会けんぽが7.2%、組合健保が5.7%、共済組合が5.6%、後期高齢者医療が8.6%となっており、他の保険者に比べ国保被保険者の保険料負担率は高くなっております。</p> <p>2点目の基金残高の保有額の目安については、過去の国通知で基金保有額は、過去3年の保険給付費の平均の5%以上積み立てることが推奨されていましたが、本市の保険給付費の平均が516億円ですのでその5%、約25.8億円となります。現在約30億円保有しておりますので、適正な額を保有していることとなります。</p> |
| <p>山崎会長</p> | <p>ほかに質問はありますか。</p> <p>五十嵐委員お願いします。</p> |
| <p>五十嵐委員</p> | <p>4ページの④、収支均衡への対処として、基金の取り崩しと保険料率の引き上げの2つがありますが、その二択しかないのか、または基金の取り崩しと保険料率の引き上げという2つを組み合わせる方法は可能でしょうか。</p> |
| <p>山崎会長</p> | <p>一択しかないのかということですが、事務局、お答えください。</p> |
| <p>保険年金課長</p> | <p>方法としては可能であると思いますが、組み合わせる方法を選択するにあたっては、事務局でパターンをお示しさせていただいたうえで、ご審議いただく形になるのではないかと考えております。</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>山崎会長</p> | <p>ほかに質問はありますか。 なければ資料2の説明をお願いします。</p> |
| <p>保険年金課長</p> | <p>資料2をご覧ください。「賦課限度額の改定について」です。 まず、「1 賦課限度額とは」ですが、賦課限度額は1年間に負担する、1世帯当たりの保険料の上限額となります。国が政令で額を規定し、その範囲内の額を市町村が条例で定めることになっております。</p> <p>次に「2 賦課限度額改定による影響のイメージ図」です。医療・後期支援・介護分を合算した例であり、縦軸が保険料額、横軸が所得額となります。所得が高くなると保険料額も高くなりますが、保険料額の上限は現在106万円となっています。この上限を高くすることで、保険料収入が増えますが、高所得層の負担は増加するものとなります。</p> <p>次に「3 改定内容」です。国は、保険料負担の公平を図る観点から、年々限度額を上げていますが、令和7年度については、医療の高度化に伴う給付費の増加および、75歳以上人口の増加に伴う後期高齢者医療の給付費の増加が見込まれる中、国民健康保険料のうち、医療分の上限を1万円、後期高齢者医療への支援分の上限を2万円引き上げる改定内容を示しています。これにより、合計としては109万円となります。</p> <p>限度額の引上げにより、高所得層に、より多くの負担を求めることとなりますが、仮に限度額を引き上げずに、保険料収入を増やすためには、保険料率の改定となり、結果的に、中間所得層の被保険者の負担が増加しますので、限度額の引き上げは、中間層に配慮したものとなります。</p> <p>裏面の「4 本市の対応」ですが、本市はこれまで、国の基準に沿って、同額に引上げてきました。</p> <p>また、他都市の状況としては、県内30市町村の全て、また20市ある政令市では、18市が国の基準どおりの賦課限度額とし、残り2市が1年遅れで国基準どおりに合わせています。</p> <p>最後に「5 賦課限度額改定による影響額・世帯」ですが、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>賦課限度額の引上げによる収支への影響額は、対象者の医療分を例としますと、約 1,230 万円の増加となります。なお、今回、資料 1 の収支見込みには、反映済みとなっています。また、上限を超過する世帯は、約 1,300 世帯となります。</p> <p>その下の表は、本市において賦課限度額に達する年間の世帯所得について示した表となります。</p> <p>医療分の例となりますが、単身世帯の場合、現行では約 846 万円の所得、給与収入に換算すると約 1,018 万円で賦課限度額に到達しますが、改定後は、859 万円の所得、給与収入では約 1,054 万円で到達することになります。</p> <p>資料 2 の説明は以上です。</p> |
| 山崎会長 | <p>資料 2 の内容について、ご質問はありますか。</p> <p>ご質問はないようですので、最後に、お一人ずつご意見をお伺いする前に、全体を通して、議論を深めたい事項などは、ありますか。</p> <p>ないようですので、これまでの資料と議論を踏まえて、お一人ずつご意見を伺いたいと思います。副会長の藤田委員から順番にご発言をお願いいたします。</p> |
| 藤田委員 | <p>私は、保険料率は据え置きとした方がよいのかと思います。理由としては、国保加入者に限ることではありませんが、連日物価高が続いているニュースなどを見ていると、まだこの先も続いていくのかと感じております。そのような状況の中で、先ほど質問したように国保加入者の所得に対する保険料の負担割合は、後期高齢者医療は国保よりも若干低くなっている以外、他の保険者の加入者は 5%～7% 台であり、国保よりも低い状況であったため、国保加入者の負担感は大いということが 1 点、2 点目として、医療給付費の予測がなかなか難しいと思っており、基金を取り崩して対応する年や、逆に積み立てをした年もありました。先ほどの基金保有目安額をお聞きしましたが、現在の残高は目安額を上回っている状況から、今回はこの基金を不足分に充てること</p> |

| | |
|-------|---|
| 菊地委員 | <p>で、収支均衡していただきと思います。賦課限度額の改定は国の基準どおりの引き上げでよろしいと思います。</p> <p>保険料率については、据え置きでよろしいと思います。賦課限度額については、国の基準に従って引き上げでよろしいと思います。</p> |
| 五十嵐委員 | <p>先ほどの質問に関連しますが、据え置きが望ましいとは思いつつ、このまま2.7億円というレベルでどんどん目減りしていくと、あと10年20年後になったら大丈夫なのかという不安がございます。折衷案として基金の取り崩しも行うし、保険料の引き上げも、もう少し負担が少ないような形で若干引き上げるとというのがよろしいのではないかと考えております。賦課限度額については、国の基準にあわせることで賛成です。</p> |
| 井上委員 | <p>保険料率については、現在の景気についてはコロナ禍から明けて、緩やかに回復あるいは持ち直しているといわれておりますが、大企業、中小企業、あるいは業種間では差が広がっていて、原材料費の高騰、物価高含めて採算が取れていない状況です。商工会議所での調査を行っておりますが、12月の調査でも採算のD Iはかなり悪化している状況で、価格転嫁も進まないなか、賃上げが物価高に追い付いていない。物価高に伴う市民生活への影響等を考慮すると、基金の目減りも心配ではありますが、据え置きが望ましいと思います。賦課限度額については、国の改正に合わせて引き上げでよろしいと思います。</p> |
| 金口委員 | <p>皆様の意見と基本的には同じで据え置きでよろしいと思います。理由については皆様からも物価高の件が出ておりますが、このところあまりにも激しくガソリン代が少し上がるというだけでも、ガソリンスタンドに行列ができるほど安いうちに給油する方が多く状況から、引き上げは到底受け入れられないですし、引き上げと取り崩しのミックスであっても、</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>引き上げ幅を少なくなるとはいっても耐えられないのではないかと感じています。また、これから再度試算をするにしても時間的に難しいのではないかと思います。基金の繰入れで対応するのが良いと思いますし、基金の保有額も目安額を確保できていますので、繰入れは問題ないと考えます。賦課限度額については、過去全ても市町村で国の基準通りに引き上げておりますので、国の基準通りの引き上げで問題ないと思います。</p> |
| 山 田 委 員 | <p>非常に悩ましいところですが、令和6年度の当初予算では1.8億円取り崩し、来年は2.7億円の赤字であるということ、財政運営を考えると毎年赤字を出し続けることによいのかという疑問はありますが、今の物価高を考えると基金を取り崩してでも収支均衡を維持していただきたい。来月の本算定で赤字額が2.7億円から少しでも減るのではないかと期待を込めて維持していただきたいと思います。また次年度同じ状況が出てくるのではないかと思います、その際はまたあらためて方法を検討しなおす必要があると考えています。賦課限度額については、国の基準通りの引き上げで問題ないと思います。</p> |
| 中 村 委 員 | <p>保険料については結論的には据え置きをお願いしたいと思います。理由としては物価高が非常に生活に密接しており、まだまだ困る状況ですし、令和7年にそれが回復するかという急には改善されないかなという部分もありますので、据え置きをお願いしたいと思います。来年度試算される中でマイナスが予想されている場合、五十嵐委員がおっしゃたようにもう一つの方法として両方の案を提案いただけるとよいと思います。賦課限度額については、国の方針に沿って実施でよろしいと思います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>関本委員</p> | <p>保険料率については結論から言って据え置きでよいと思いますが、皆様の意見のとおり今後は引き上げ含め見直しを検討する必要があると思います。賦課限度額については国の基準通りでよろしいと思います。</p> |
| <p>本間委員</p> | <p>保険料率は据え置きでお願いしたいと思います。先ほどから皆様が言われているように、物価高で大変な年です。特に年末にかけていろいろと値上げが続いています。原材料費の高騰による農産物の値上げが続き消費者は相当大変なのかなと感じております。来年あたり落ち着いてくれるのかなと思ってはいますが、現状の農家さんたちの現場のことを思うと保険料率については据え置きでお願いしたいと思います。賦課限度額については、国の基準どおり改定でよろしいと思います。</p> |
| <p>齋藤委員</p> | <p>据え置きという意見が今のところ非常に多いですが、私自身は五十嵐委員と同意見で、保険料率の引き上げと基金を取り崩して両方実施したらいいのではないかと考えます。基金も目減りしていく一方ですし、保険料率の引き上げでは年額約3000円増と考えると多いですが、そこまで引き上げなくとも、多少の額を引き上げて取り崩し額を少なくするという検討をしていただきたいと思います。賦課限度額については、引き上げでよろしいと思います。</p> |
| <p>和田委員</p> | <p>現段階では物価高、令和7年度でも治まる気配がないため据え置きにしたい。ただ、国民皆保険制度である国民健康保険は令和7年度で終わるわけではないので、未来永劫に続く観点から、五十嵐委員の考え方が適切なのではないかと思います。例えば令和7年度は据え置きにして考える余地を残し、令和7年度中にいろいろな試算をする。2.7億円を毎年据え置きのために取り崩していったら10年で底をつくわけです。令和7年度中に令和8年度の試算もやりつつ、令和8年度急激な保険料のアップがみこまれるのであれば2.7億円</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>の半分くらい料率を上げて補填し、残りは基金で補填するように繋いでいかないと意味がないのではないかと思います。ただ、作業量を考えると令和7年度から実施するのは難しいのではないかと思います。やみくもに前例踏襲するのではなく、繋ぐ試算で工夫が無いと毎年据え置きか、引き上げの2択となります。</p> <p>例えば国が検討している103万円の壁、130万円社会保険の壁など、基準は動いていく可能性がありますので、柔軟に対応していかないと国民皆保険が継続できなくなります。令和8年度に急激なアップにならようにソフトランディングしながら考察する観点で取り組んでいただきたい。</p> <p>賦課限度額については、政令市で2市が1年遅れで実施していますが、慎重なやり方だと思います。国の基準に沿って実施で良いと思います。</p> |
| 村 松 委 員 | <p>医療給付費を使わせていただく立場から申し上げます。薬の分野では、10月から選定療養といたしまして価格の高い先発医薬品を希望された方には少し費用負担が発生する新しい仕組みが始まりました。そのおかげで少し後発医薬品を希望される方が多くなりましたので、全体から見ればわずかなものだと思いますが、少しは医療給付費を節約できるのかなと考えております。保険料率につきましては、据え置きが良いと思っておりますし、賦課限度額につきましても皆様と同じように引き上げでよいと思います。</p> |
| 田 中 委 員 | <p>保険料率につきましては皆様と同じで据え置きがよろしいかと思います。今までの試算を見直していただき、先送りではなく、大変な時代かもしれませんがどこかの時点で検討方法の見直しを実施できれば良いと思います。私どもの歯科は今年6月の現点数の改定でなかなか落ち着かない状況ですが、少しでも皆様の健康の維持のために、医療給付費を使わなくてもいいような形でご提案ができるよう共に考えていきたいと思っております。賦課限度額については国の基準に合わせていただければよろしいと思います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>荒井委員</p> | <p>結論から申し上げますと保険料率は据え置きでよろしいかと思いますが、基金を使い続けていくことはできませんので、来年度議論していただきたいと思います。賦課限度額については、国の基準通りでよろしいと思います。</p> |
| <p>岡田委員</p> | <p>新潟市の国保だけではなく日本国全体の問題として、社会保障費の枠は上限がきていて、その中で医療と介護をパイの取り合いみたいな形になっている状況で、医療費は上限にシーリングがかけられつつあります。これは新潟市国保だけの問題ではなく、国全体の問題だと思っています。少子高齢化で医療費や介護給付費は増加の一途をたどっており、医療費はその中でも頭打ちの状態となっています。今後はますます少子高齢化で介護保険の費用が増えます。医療費はシーリングがかかっているのもそれほど増えないと思いますが、医療が高度化していることから薬品も治療費も高騰しています。皆様にわかっていただきたいことは、医療も医師だけでなく看護師さんとか職員の給料も上がっていくわけです。そういう物価上昇の影響を医療は受けていきますので、医療費シーリングをかけられてしまいますと、医療機関は赤字を出し倒産してしまいます。</p> <p>話は少しそれてしまいましたが、長期的に見れば五十嵐委員のようなご意見は必要だと思いますが、今回は基金の保有額が担保されていることを考えますと据え置き、賦課限度額については、国の基準通りでお願いしたいと思います。</p> |
| <p>山崎会長</p> | <p>ありがとうございました。皆様から出た意見の中で、付け加えるようなことがあればお願いします。</p> <p>賦課限度額については、国の基準通りというのは全員の意見だったと思います。保険料率については、色々なご意見をいただきました。ただ、物価高で実質賃金も年金受給額もあがらずといったところで、引き上げだけでなく、基金の取り崩しの在り方の是非を考えていかなければなりませんし、いつまでもあると思うなと思うところもありますので、検討さ</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>せていただきながら答申案を作成していきたいと思っております。今日はいろいろな意見をいただけて本当に良かったと思っております。現状の把握、新潟市国保財政をどうやって将来につなげていくかを含めて、お話しいただけたのではないかとと思っております。今年度以降にも少子高齢化の影響から国民健康保険にも制度変更が予定されています。その時にどのくらい上がってくるのかを踏まえながら内容を検討してまいりたいと思っております。</p> <p>次回出します答申案について、皆様から積極的にご意見をいただきながら、よりよい方向に新潟市の国保財政が健全に運営できるような内容を皆様に提示できるよう頑張りたいと思っております。</p> <p>ただいまの委員の皆様のご意見等を基に、今後答申案を作成することとし、次回の運営協議会では本算定も出ますので、その内容を含めて答申案についてご意見いただきたいと思います。</p> <p>それでは、本日予定されていた議題について、審議を終えましたので、進行を事務局にお返しします。</p> <p>山崎会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の運営協議会を閉会といたします。</p> |
|------------|---|